

社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会福祉車両利用料金助成
事業要項

(目的)

第1条 この要項は、身体に障害がある者及び歩行困難な高齢者等、車いすを使用しなければ円滑な移動が困難な者の日常生活の利便及び在宅福祉の向上を図るため、福祉車両利用料金の一部を助成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する。

(利用対象者)

第3条 この事業を利用できる者は、那須塩原市に居住する者で、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳を有する者及び介護状態にある者等で、恒常的に車いすの使用が必要と認められる者
- (2) その他、会長が特に助成を認める者

(助成対象となる車両)

第4条 助成の対象となる車両は、自家用自動車有償貸渡業者等（以下「貸渡業者等」という。）が貸出す、車いす乗降装置付きの普通自動車及び軽自動車とする。

(助成の申請)

第5条 この事業による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉車両の利用後、遅滞なく本会に福祉車両利用料金助成申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書等賃借料を支出したことを確認できる書類の写し
- (2) 利用対象者の状態を確認できる書類（身体障害者手帳、介護保険被保険者証等）の写し
- (3) 運転者の運転免許証の写し

(福祉車両の利用)

第6条 福祉車両の利用に当たっては、申請者が事前に貸渡業者等に利用予約を行い、貸渡業者等の規約に従って利用しなければならない。

(助成額)

第7条 助成額は、福祉車両利用料金として貸渡業者等に支払った額の2分の1(100円未満の端数は切り捨てる。)とし、1回の利用につき1日当たり5,000円を上限とする。ただし、走行に必要な燃料費、有料道路通行料、有料駐車料金、利用予約取消料その他の費用は助成対象に含まない。

2 助成は、予算の範囲内で行う。

(助成対象となる利用期間及び回数)

第8条 福祉車両の利用日を含む日から30日以内に申請があった利用料金を助成対象とする。

2 助成の回数は1月に1回を限度とする。

(助成の決定及び通知)

第9条 本会は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成を適当と認めるときは助成を決定し、福祉車両利用料金助成申請結果通知書(様式第2号)により、申請者に対し通知するものとする。

2 助成を不適当と認める場合は、不承認の理由を付して通知するものとする。

(助成金の請求及び助成)

第10条 前条第1項の規定による助成決定を受けた者は、本会に福祉車両利用料金助成金請求書(様式第3号)を提出して請求しなければならない。

2 助成金は、原則として申請者名義の金融機関口座に振込みにより交付する。

(不正利用への対応)

第11条 虚偽の申請その他不正な手段により助成を受けた場合は、福祉車両利用料金助成金返還通知書(様式第4号)により、助成決定を取り

消し、既に助成した金員の返還を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(助成対象期間及び回数)

- 2 この要項の第 8 条第 2 項に関し、令和 7 年度については、令和 7 年 1 0 月から令和 8 年 3 月までの 6 回を対象とする。